

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	生駒市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ikoma.lg.jp/0000006500.html

執行機関名 生駒市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月生駒市条例第35号) 別表第1 8の項 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第一条	生駒市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減</u> を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>義務教育の円滑な実施</u> に資するため、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により <u>経済的理由</u> によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において就学援助費を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		生駒市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱